

# 造林補助事業に係る採択基準

※下記は令和3年度事業の内容

## 1. 森林環境保全直接支援事業（国補）

### (1) 事業要件

森林経営計画に位置付けられた森林整備で1施行地の面積が0.1ha以上のもの。間伐及び更新伐は1申請で5ha以上まとめる。

### (2) 事業区分

事業区分	査定係数	補助率	実質補助率	備考
人工造林	170	4/10	6.8/10	事業主体： 森林経営計画の 認定を受けた者
樹下植栽等				
下刈り				
枝打ち				
除伐				
保育間伐				
間伐				
更新伐				
森林作業道				

## 2. 県単造林事業（県単）

### (1) 事業要件

国補事業の採択要件を満たさないもののうち1施行地の面積が0.05ha以上のもの。

### (2) 事業区分

事業区分	査定係数	補助率	実質補助率	備考
人工造林	なし	4/10	4/10	事業主体： 市町村 森林組合 森林所有者
樹下植栽等				
下刈り				
枝打ち				
間伐				
更新伐				
簡易作業路				
伐倒駆除				

## 3. いばらきの森再生事業（国補・県単）

### (1) 事業要件

森林環境保全直接支援事業（国補）又は県単造林事業（県単）の要件を満たすもののうち、森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど、林業経営の集約化に取り組む経営体が行う再造林、間伐等。

### (2) 事業主体

林業経営の集約化に取り組む経営体

### (3) 事業区分

#### a. いばらきの森再生・国補再造林事業

51年生以上のスギ・ヒノキ人工林の伐採後2年以内で1施行地の面積が0.3ha以上の再造林及び当該再造林地の下刈りへの助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たすもの）

補助率：9/10又は10/10

#### b. いばらきの森再生・国補間伐事業

保育間伐（35年生以下）、間伐（60年生以下）への助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たすもの）

補助率：10/10

#### c. いばらきの森再生・県単事業

再造林及び当該再造林地の下刈り、保育間伐（36年生以上60年生以下）、間伐への助成（森林環境保全直接支援事業の要件を満たさないもの）

補助率：10/10

#### d. いばらきの森再生・作業道整備事業

再造林・間伐を効率的に実施するための作業道開設への助成

補助率：定額（上限2,000円/m）